

太田高等看護学院 在学生 様

インフルエンザによる出席停止の通知書

SUBARU 健康保険組合
太田高等看護学院
学院長 有野 浩司

インフルエンザのため、学校保健安全法第 19 条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

<インフルエンザの出席停止期間の基準>
「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで。」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、登校にあたっては、医師の指導のもと下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。

.....

学院長 様

インフルエンザにおける療養報告書

学年 学籍番号 氏名

- 1 診断を受けた医療機関： _____
- 2 診断日：令和 年 月 日 (診断型：A 型 B 型 不明) ※いずれかに○をつけてください。

- 3 登校再開日：令和 年 月 日
(登校再開には下記の出席停止期間の基準 1 と 2 の両方を満たす必要があります。)
※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日(発症日)を 0 日とし、翌日から数えて 5 日を経過している。 ⇒ 発症日 ： ____ 月 ____ 日
2	解熱した日を 0 日とし、翌日から数えて 2 日を経過している。 ⇒ 解熱した日 ： ____ 月 ____ 日

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日 氏名 _____ 印